

自動車の騒音規制を強化しました！

～国際基準調和及び性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化～

国土交通省では、四輪自動車の車外騒音に係る国際基準を導入するとともに、不正マフラーへの改造禁止を徹底するため、装置型式指定規則及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正し、平成28年4月20日から施行いたしましたのでお知らせします。

○四輪自動車の車外騒音基準にかかる協定規則の導入

四輪自動車の車外騒音に係る基準の見直しについては、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、平成9年より検討が進めてきたところ、我が国も基準案に基づく車外騒音のサンプルデータを提供する等積極的に議論に参画した結果、平成27年6月に改訂が成立しました。

○性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化

使用過程車において、これまでは騒音性能基準のみを規定しておりましたが、今般の改正により、証明機関による騒音性能表示等を義務付けることとしました。これにより、加速走行騒音を有効に防止するものであるか不明である消音器を備えた自動車等は、保安基準不適合の扱いとなります。

《添付資料》

- 別紙「装置型式指定規則、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について」
- 参考1「国連の車両等の型式認定相互認証協定(1958年協定)の概要」
- 参考2「国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目」

【お問い合わせ先】

国土交通省自動車局環境政策課 中里・後藤
TEL:03-5253-8111(内線42532)

国土交通省自動車局審査・リコール課 西村
TEL:03-5253-8111(内線42313)

【報道発表資料:自動車の騒音規制を強化しました!(参考)URL】

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000166.html

装置型式指定規則、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全・環境基準について、国際的な整合性を図り自動車の安全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成10年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、平成27年7月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」を受け、協定規則のうち、新たに「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」（以下「協定規則第51号」という。）を採用することとしました。また、協定規則第51号の導入と併せて、四輪自動車及び二輪自動車ともに、新車時の近接排気騒音規制及び定常走行騒音規制が廃止するとともに、使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することとなりました。

さらに、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとなりました。

これらを受けて、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

（1）細目告示等の改正

騒音防止装置（細目告示第40条、第118条、第196条、第252条、第268条、第284条関係）

I. 協定規則第51号採用関係

【適用範囲】

普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下「協定規則第51号対象車」という。）

【改正概要】

協定規則第51号の技術的要件に適合することを義務付けます。

イ. 市街地加速走行騒音要件

- ・ 加速走行騒音試験法について、協定規則第51号に定める市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音試験法を導入します。
- ・ 規制値については、別添の表1（車種別規制値）及び表2（特殊な構造を有する

車両の規制値) に示す協定規則第 51 号と同様の規制値とします。なお、規制値はフェーズ 1、フェーズ 2 と 2 段階で強化されます。

ロ. 追加騒音規定 (A S E P) 要件

- ・ 新たな加速走行騒音試験法の試験条件から外れたエンジン回転数で走行する場合に不適当な騒音の上昇を抑えることを目的として、乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び技術的最大許容質量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車に対し、追加騒音規定を適用します。

ハ. 圧縮空気騒音要件

- ・ 空気ブレーキを装着した技術的最大許容質量 2.8 トンを超える車両に対して、ブレーキ作動時等の騒音を低減するため、圧縮空気騒音規制を導入します。圧縮空気騒音の規制値は 72dB とします。

二. 定常走行騒音規制の廃止

- ・ 協定規則第 51 号の導入により、定常走行騒音の規制効果が確保されることから、協定規則第 51 号の適用にあわせて、定常走行騒音規制は廃止します。

ホ. 新車時の近接排気騒音規制の廃止等

- ・ 協定規則第 51 号においては、新車時には近接排気騒音の測定のみを行っているため、新車時の近接排気騒音規制は廃止し、測定のみを行うこととします。

【適用時期】

	市街地加速走行騒音のフェーズ 1 (改正概要のロ. ハ. 二. ホ. を含む)	市街地加速走行騒音のフェーズ 2
新型車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 32 年 (N2 カテゴリー*にあっては平成 34 年) 9 月 1 日以降
上記以外の自動車 (継続生産車等)	平成 34 年 (N2 カテゴリーにあっては平成 35 年) 9 月 1 日以降	平成 34 年 (N2 カテゴリーにあっては平成 35 年) 9 月 1 日以降

※N2 カテゴリーについては、別添表 1 を参照

II. 二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係

【適用範囲】

二輪自動車等 (二輪自動車及び二輪の原動機付自転車 (総排気量が 50cc を超えるもの又は最高速度 50km/h を超えるものに限る。) をいう。以下同じ。)

【改正概要】

二輪自動車等についても、協定規則第 51 号と同様に新車時の近接排気騒音規制を廃止し、新車時に測定のみを行うこととします。

【適用時期】

新型車（輸入自動車を除く。）：平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外の自動車（継続生産車等）：平成 33 年 9 月 1 日以降

Ⅲ. 使用過程車の近接排気騒音規制の相対値化関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車に対する近接排気騒音規制は、これまで車両の種別毎に一律の規制値を設けて規制する手法（以下「絶対値規制」という。）により行っていましたが、車両の型式毎に新車時に測定された値と同等の近接排気騒音値を求める規制手法（以下「相対値規制」という。）に移行します。ただし、これまで絶対値規制が適用されていた使用過程車については、相対値規制を遡及適用せず、従前通り、絶対値規制を適用します。

また、純正マフラーを現行のマフラー性能等確認制度等により性能等が確認されたマフラーに交換したものにあっては、当面、絶対値規制を継続することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ
- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用時期と同じ

Ⅳ. 使用過程車の消音器の改造防止関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することに伴い、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ
- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用

時期と同じ

(2) 装置型式指定規則の改正

協定規則第 51 号の採用に伴い、相互承認の対象となる特定装置を追加等するため、型式指定規則第 2 条（特定装置の種類）及び第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

【改正概要】

○ 第 2 条（特定装置の種類）

「四輪自動車の車外騒音に係る協定規則（第 51 号）」の採用に伴い、「騒音防止装置」の対象自動車の範囲を見直します。

○ 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「騒音防止装置」は「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

(3) その他

協定規則第 51 号の採用に伴い、道路運送車両法関係手数料規則※において、実費を勘案して騒音防止装置に係る試験のうち協定規則第 51 号に係る試験の手数料を規定することとします。

※道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の施行に伴い、新たに制定された省令。自動車の型式指定等に係る基準適合性を審査するために必要な試験の費用等を定めている。

3. スケジュール

施行：平成 28 年 4 月 20 日

※ 協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_Jun15.html

表 1 車種別規制値

(単位：dB)

カテゴリー	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
M1 カテゴリー 乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	PMR ^{※1} が 120 以下のもの	72	70
	PMR が 120 を超え 160 以下のもの	73	71
	PMR が 160 を超えるもの	75	73
	PMR が 200 を超え、乗車定員が 4 人以下、かつ、R ポイント ^{※2} の地上からの高さが 450mm 未満のもの	75	74
M2 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量 ^{※3} が 5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	70
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のもの	74	72
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW 以下のもの	75	73
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW を超えるもの	75	74
M3 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超えるのもの	最高出力が 150kW 以下のもの	76	74
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	78	77
	最高出力が 250kW を超えるもの	80	78
カテゴリー	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
N1 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	71
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超えるもの	74	73
N2 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下のもの	最高出力が 135kW 以下のもの	77	75
	最高出力が 135kW を超えるもの	78	76
N3 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12 トンを超えるもの	最高出力が 150kW 以下のもの	79	77
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	81	79
	最高出力が 250kW を超えるもの	82	81

※1 車両の最高出力（協定規則第 85 号に規定された方法で測定した値）を協定規則第 51 号に規定する試験時重量で除した値

※2 運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※3 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

表 2 特殊な構造を有する車両の規制値

特殊な構造	適用する規制値
<p>N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両（技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。）</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>オフロード仕様の車両（ただし、M1 カテゴリーの車両にあつては技術的最大許容質量が 2 トンを超えるものに限る。）</p> 	<p>M3 カテゴリー及び N3 カテゴリーについては、規制値に+2dB、その他のカテゴリーにあつては、規制値に+1dB とする</p>
<p>車いすを收容するために製造・変更された M1 カテゴリーの車両及び防弾性能を有した車両</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>M3 カテゴリーの車両であつて、ガソリンのみを燃料とするもの</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>技術的最大許容質量が 2.5 トン以下の N1 カテゴリーの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心と R ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>N1 カテゴリー及び N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5 トン以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300~1,500mm の間にあり、排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する（フェーズ 1 に限る。）</p>

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成28年（2016年）4月現在、52か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成28年（2016年）4月現在、装置ごとに137の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成28年（2016年）4月現在、乗用車の制動装置、警音器等の66の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成28年4月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シートヒーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警告器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシートヒーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	HFCV
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)		
36	バスの構造	87	デイタイムランニングランプ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)		
38	後部霧灯	89	速度制限装置		
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング		
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯		
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)		
42	バンパー	93	フロントアンダーランププロテクタ		
43	窓ガラス	94	前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

基準採用済(137規則中、66規則採用済)